

## ハイダラーバード藩王国における大企業の勃興（2）

### 「ニザーム製糖」と「スィルプル製紙」の設立（I）

いし 井 一 郎  
石 井 一 郎

まえがき

- I 「ニザーム製糖株式会社」の設立（以上、本号）
- II 「スィルプル製紙株式会社」の設立  
（以上、次号）

まえがき

前稿「ハイダラーバード建設株式会社の設立と運営」（本誌第21巻第9～10号）で述べたように、経営代理業務分野に活発に進出していたハイダラーバード建設会社の傘下諸企業のうち、以下本稿で対象とする2社は、もっとも早くその経営管理下にもたらされたものであった。ハイダラーバード建設株式会社の側から見たこの間の経緯については前稿で簡単に触れたが、ここでは視点をこれら2社の側に移して、設立事情、初期運営などにかんする若干の考察を試みよう。

#### I 「ニザーム製糖株式会社」の設立

##### 1. ニザーム湖造成計画

「ハイダラーバード会社法」に基づいて、1937年4月17日付で設立登記された「ニザーム製糖株式会社」(The Nizam Sugar Factory, Ltd.)は、ニザーム領内に建設された最初の近代的製糖工場である。同業種でこれに続いたものは、1944年発足の「サラール・ジャン製糖株式会社」(Salar Jung Sugar Mills, Ltd.)<sup>(注1)</sup>であった。

インドの近代的製糖工業は、周知のように、1931年3月および9月の、再度にわたる輸入税の引上げと、翌1932年に成立した「砂糖産業保護法」(Sugar Industry [Protection] Act)とを、発展の直

接契機としている。工場新設も、したがって1932年以降に急増した<sup>(注2)</sup>。1930～31年には約100万トンを入力していたが<sup>(注3)</sup>、早くも1936～37年には自給を達成していた<sup>(注4)</sup>。製糖業は、インドにおける保護関税の効果を、もっとも顕著に受けた産業部門である<sup>(注5)</sup>。

ハイダラーバード以外の主要藩王諸国における会社設立状況は、以下のとおりであった。コールハープル: Kolhapur Sugar Mills, 1932年; ウダイプル: The Mewar Sugar Mills, 1932年; マイソール: The Mysore Sugar Co., Ltd., 1933年; ビーカーネル: The Ganganagar Sugar Mills, 1937年; ボーパール: Bhopal State Sugar Industries Ltd., 1937年; トラヴァンコール: The Travancore Sugar & Chemicals, 1937年; グワーリヤル: The Gwalior Sugar Co., Ltd., 1940年<sup>(注6)</sup>。「ニザーム製糖株式会社」の設立時期は、まさにこのような他藩王諸国における同種企業の勃興と軌を一にしたものであり、また藩王諸国におけるこのような一斉出現は、上述のような情勢の一環にはかならなかった。

ニザーム領国における甘蔗生産の増加が、技術的には灌漑設備の拡張にかかっていることは、前々から認識されていた<sup>(注7)</sup>。そして、これを現実化しようとしたものが、第7代ニザーム治世下の最大の灌漑事業であった「ニザーム湖造成・灌漑計画」(Nizam Sagar Irrigation Project)であった。

この計画は、ゴードーヴァリーの支流マンジュラー (Manjra) 川をダムで堰止め、かつ灌漑水路を建設することが、主要事業をなしていた。全長392マイルすべてがニザーム領内のみを貫流するマンジュラーの河水は、それまで灌漑にはほとんど利用されず、年間60万エーカーの水田を灌漑するに足る水量が無駄にされていた。唯一のものはガーナプル (Ghanapur) の堰で、約2%の水を利用したのみであった<sup>(注8)</sup>。20世紀はじめ、当時ニザーム政府技師長の職にあった R・アレン (Mr. Roscoe Allen) が、「マンジュラー・ボーデン計画」(Manjra Boden Project) なるものを構想したが、着手にいたらなかった<sup>(注9)</sup>。そして1916年になってから、灌漑と電力との両面から、再度マンジュラー川に着目したのは、当時ニザーム政府の技監 (Superintending Engineer) であり、1918年には技師長に就任した、ミール・アームッド・アリーであった<sup>(注10)</sup>。

しかし各種の予備調査を経て、計画が最終的に詰められたのは1920年6月からであり<sup>(注11)</sup>、総工費見積り3050万 O.S. ルピーがニザームによって裁可され<sup>(注12)</sup>、実際に着工されたのは、1923年12月であった<sup>(注13)</sup>。

計画によると、ダムは全長約2マイル、40カ村を水没させ、広さ50平方マイルのニザーム湖を造り出すことによって<sup>(注14)</sup>、水の利用率を、2%から一挙に50%あまりに高めようとするものであった。灌漑面積は27万5000エーカー、うち甘蔗2万エーカー、他の園芸作物5000エーカーで、残余25万エーカーが水田に充てられていた<sup>(注15)</sup>。工費見込額は、1930年にいたって、当初の40%増の4267万9000 O.S. ルピーに改訂された<sup>(注16)</sup>。灌漑のみから得られる収入見込は、年間461万6190 O.S. ルピーであって、資本支出の10.82%に相当した<sup>(注17)</sup>。建設は、ニザーム政府公共事業局勤務の技術者

で、このプロジェクトの最初からの見積りをしてきた C・C・パウル (Mr. C. C. Paul) に託され<sup>(注18)</sup>、ダムの完工は1931年なかばであった。灌漑水路はダムと同時に着工されていたが、総延長約1100マイルに上る幹支線の完工を見たのは、1933年であった。総工費は、けっきょく4570万8000 O.S. ルピーとなった<sup>(注19)</sup>。

## 2. 経営代理人としてのダンラージギール

ニザーム製糖株式会社の設立許可を藩王国政府から与えられたのは、前稿<sup>(注20)</sup>で触れたように、ハイダラーバード市のゴシャマハール (Goshamahar) に居住するヒンドゥーの金融業者、ダンラージギール・ラージャー・ナルシングギールジー (Dhanrajgir Raja Narsinggirji) であった。これは次の形式による。すなわち1937年4月18日付の、ニザーム製糖株式会社と彼との間の契約によって、後者は、会社の設立登記日すなわち1937年4月17日から向う25年間という期限で、前者の経営代理人に任ぜられた<sup>(注21)</sup>。ニザーム製糖株式会社の設立準備のために、後者が実質的な活動をおこなっていた——同社の発起人として名を連ねた人々のなかでも特に——ことは、きわめて通例の現象であり、この間の経緯は、上述の経営代理人契約の文面、たとえば、後者が負担した諸費用の会社による払戻し条項<sup>(注22)</sup>などからも明らかである。

契約によれば、彼は経営代理人である限り、ニザーム製糖株式会社の職権取締役かつ取締役会議長であり、また1人の特別取締役 (Special Director) の任命権をもつ。職権取締役も特別取締役も、ともに資格株の保有を要求される<sup>(注23)</sup>。

またダンラージギールは、ニザーム政府と同社取締役会とに書面を提出して承認されぬ限り、次の諸事項をなしえない、とされた。①この経営代理人契約の全部または一部、または彼の利益を、

いかなる他人にであれ、委任もしくは移譲すること。②いかなる他人であれ、この経営代理業務のパートナーとすること(註24)。

しかしながら、なぜダンラージギールに会社設立が委ねられたのかの事情は詳らかでない。前述のように、砂糖工場の設立を可能にしたものは、直接的にはハイダラーバード藩王国の国家的事業であるニザーム湖造成プロジェクトの完工であり、間接的には——つまり経済情勢としては——高率保護関税の賦課であって、その結果、全インド的な、そして主要藩王国においてもほとんど同時的な、近代的製糖工業の勃興を見たのであった。したがって、ニザーム湖地区における砂糖工場の建設というアイデアは、ニザーム湖プロジェクトのそもそもの計画段階は別として、けっして特定の個人もしくは集団に帰しうるものではなかったからである。換言すれば、工場建設は、ニザーム湖造成プロジェクト着手後の比較的早期の段階で、ニザーム政府部内および部外における衆目を集めるものであったろう。そして巨額な政府資金投下の結果として甘蔗の有利な栽培が可能になった(註25)のである以上、砂糖工場の設立は、少なくともニザーム政府の息が大きくかからねば、企図し得なかったはずである。

この間の経緯で一つの明らかな事実は、ニザーム政府のインダストリアル・トラスト・ファンド——実際には、その被信託人たる委員たち——が当社の設立登記に7カ月先立つ1936年9月16日付けで、総額9万3247ポンド(約145万O.S.ルピー)(註26)にのぼる製糖用機械輸入契約を、グラスゴウ市の機械・鋳物会社ミルレス・ワトソン(Mirrless Watson Co., Ltd.)との間に締結していた(註27)、ということである。この契約は、のちほど作成されたニザーム製糖株式会社の付属定款のなかで、引

継ぎが規定された(註28)。この事実によって見る限り、工場設立にかんするこの種の実質的かつ重大な手続きが、ダンラージギール名義によってではなく、ニザーム政府名義によって進められていたことになる。大企業への助成を第1目的に掲げていたI.T.F.の設立趣旨からすれば、この種の近代的砂糖工業の育成に力をかすことは、自然の行為であつただろう。すなわちI.T.F.の元本使途の第1順位は、ハイダラーバード藩国内の大規模工業の社債もしくは株式への投資とすべしという規定(註29)は、ニザーム政府の意向とはさしたるかかわりなしに成立した諸会社の株式の単なる事後的取得というよりも、新会社育成といういっそう積極的な含意を持っていたはずである以上、I.T.F.委員が、やがてその株式をI.T.F.が取得するであろうという展望のもとに、特定企業の設立を、正面もしくは側面から推進することは当然の成りゆきだからである。おそらく上記の契約という事実は、I.T.F.委員としての、職務上正当な、意義ある行為のひとつの現われとして見るべきであろう。ただし、おそらくはこの種の類似行為が、I.T.F.の「表向き機能」(一応の普遍主義的原理にもとづく行動)から、よりI.T.F.規定の裏側にひめられた特定志向(個別主義的原理に傾斜した行動)の現実化の方向に、次第に挺子入れをしていく手段となったと考えられる。なお当時(ただし1937年10月現在)のI.T.F.委員は、T・J・タスケル(Mr. T. J. Tasker, 商工・歳入相, I.C.S.), ナワーブ・ファカル・ヤール・ジャン・パハードウル(Nawab Fakhr Yar Jung Bahadur, 財務相)(註30), およびナワーブ・アキール・ジャン・パハードウル(Nawab Akeel Jung Bahadur, 公共事業相)(註31)の3人であつた。

またニザーム政府は、同じく1936年に、帝国農

業調査参事会 (Imperial Council of Agricultural Research) の砂糖委員会 (Sugar Committee) に対して、向う5年間で3万1555 B.G. ルピーという甘蔗調査の資金交付 (同参事会からの) 申請をおこなっていた。これは同年7月8日および9日に開催された同委員会の討議の末に否決されたが、この討議過程でも、ハイダラーバード藩王国に大工場建設計画がある旨が述べられていた<sup>(注32)</sup>。

したがって問題は、会社設立にかんするダンラージギールとニザーム政府要路者との話し合いが、どのように行なわれたかであろう。この点については、後段で見るように、適確な情報が得られない。確実なことは、ダンラージギール家の歴史が、まさに「ニザーム体制」と密接な関係を持ちつづけてきたということである<sup>(注33)</sup>。

ダンラージギールの家系は元来は北インドの出で、ヴァイシャのゴースワミ (Goswami) カーストに属する。祖先ジヴァンギールジー (Jivangirji) が、当時マラーターの宰相ペーシュワーが支配権を握って間もなくのプーナに移住してきた。しかし彼を継いだマハデヴギールジー (Mahadevgirji) は、1801年までプーナに居住したが、その後ヤシュワント・ラーオ・ホルカル (Yashwant Rao Holkar) によるプーナ略奪を逃れて、ハイダラーバードに移住した<sup>(注34)</sup>。彼の代にすでに家業は繁盛していたが、急速に富を蓄積したのは息子ウムラーオギールジー (Umraogirji) の時代であり、彼はニザームの宮廷でも尊重されていた。当時「ハイダラーバード分遣隊」(Hyderabad Contingent) の経費捻出に苦慮していたニザーム政府のなかに、金融業者として喰込んでいたと考えられる。セポイの反乱時代に彼は殺害され、かなりの資産を失った<sup>(注35)</sup>。

次の家運復興者は、1876年に家督を継いだギヤンギールジー (Gyangirji) であったとされている。

彼は貴族たちと良好な交際関係を持ち、1905年に62歳で没したが、時代の影響もあって、産業資本家としての面を併せもつことになった。すなわちショラプル (Sholapur) に、綿工場ナルシングギールジー・マニファクチャリング・カンパニー (Narsinggirji Manufacturing Co.) を、1896年9月11日付で設立登記していた<sup>(注36)</sup>。翌1897年の彼の誕生日に、第6代ニザームは彼に対して「ラージャー・パハードゥル」の称号、1000ルピーの俸禄 (Mansab) および歩兵500を与えた。ただしハイダラーバードを本拠とするこの一族が、ハイダラーバード領をわずかに外れたショラプルに工場を建設した真意については、綿業集積地としての同市の好立地条件を別にして、他に何らかの計算——おそらくはニザーム治下での工場経営と、英領インドにおけるそれとの間の秤量——が働いていたのではないかと、との推測もおこなわれている。なおショラプルにほど近いニザーム領グルバルガ (Gulbarga) には、すでに1883年に、セバパティ・アイエル (C. Sebapathi Iyer) を取締役会議長とし、ジージボイ・カリムポーイ・アンド・サンズ (Jeejibhoy Currimbhoy & Sons) を M. A. とする「グルバルガ紡績株式会社」(Gulbarga Mills Co., Ltd.) が設立され、1886年から操業に入っていた<sup>(注37)</sup>。

彼の後継者ナルシングギールジー (Narsinggirji) は、ニザーム政府や貴族たちへの金融をつづける一方で、1923年に心臓病で死去するまで、慈善事業家として、病院・学校・孤児院等に、また第一次大戦の戦費債券に、莫大な金額を投じた。しかし、これらの施設の主要なものは、工場所在地たるショラプルや、ニザーム領からはいっそう離れたプーナに設けられた<sup>(注38)</sup>。この間の事情も、上述した工場立地の決定をめぐる疑問と通ずるものかもしれない。

ニザーム製糖株式会社の経営代理人となったダンラージギールは、ナルシングギールジーの第2子であったが、家業の直接後継者であって<sup>(註39)</sup>、金融業者、地主、「ナルシングギールジー・マニファクチャリング・カンパニー」のM.A.、および慈善事業家<sup>(註40)</sup>として、ハイダラーバード社会の知名人であった。したがって彼は、ニザーム政府要路者と、砂糖工場設立について話し合いが可能な立場にあったはずである。ニザーム政府側としても、砂糖工場を藩王国政府の直接経営とするという異例の意図を抱かぬ限り、工場経営を委ねうる適当な民間事業家を物色することになる。既述のように、他の誰かにではなくなぜダンラージギールに工場設立許可が与えられたのかは明らかでないが、ダンラージギール家の背景を「ニザーム体制」の脈絡中で考慮すると、<「ニザーム政府」対「交渉可能なビジネス・グループ」>という組合せのなかに、ダンラージギールが入っていたことは確実である。

一方、ダンラージギール家自身の側にも、みずからを砂糖工業への進出に促すような特別なモチベーションが存在せねばならなかったろう。ニザーム湖地区における砂糖工場の設立可能性については、すでに見たように、かなり以前から広く認識されていた。したがって、この分野への進出決定を、ダンラージギールにおける完全な企業者的先見性と見做すことは無理である。

一つの説明は、1930年代はじめにおけるインド綿業の不況に求められよう。インドでは関税障壁が次第に高められていたにもかかわらず、主として為替相場の低落による日本製品の輸入増加によって、綿糸布価格が押し下げられていた<sup>(註41)</sup>。この時代、少なからぬ綿業資本が、砂糖工業に転換をはかった<sup>(註42)</sup>。ダンラージギールの場合も、綿

業に進出ずみの「高利貸資本」のいっそうの多角化志向であるとしても、直接的動機にかんする限りは、このような転換企図の一事例として理解しえよう。しかし、いっそう特殊な事情の介在の有無、たとえば当時における「ナルシングギールジー・マニファクチャリング・カンパニー」の経営状況などについては明らかでない。前稿<sup>(註43)</sup>で触れたように、1933年ニザーム政府は、経営破綻をきたしたカリムボーイ・イブラーヒム・アンド・サンズ傘下の2工場、オスマーンシャヒー・ミルズとアーザムジャヒー・ミルズとを買取って、I. T. F. 傘下に入れていた。

### 3. ニザーム政府の助成

ニザーム製糖株式会社の設立に対するニザーム政府の助成意欲は、I. T. F. 名義による既述の製糖用機械輸入契約の他にも、次の各項によって窺うことができる。第1に、ニザーム政府は、同社に優先的拒否権を与えることなしには、ニザーム湖地区に、他の製糖工場の設立許可をしない旨を約束していた<sup>(註44)</sup>。

第2に、次の話合いが進められていた。すなわち同社は、政府特別保留地(Kariji Khata Lands)の占有(会社が政府に地租を支払う)を認められる。その土地は会社から甘蔗耕作者に賃貸されるが、その際の条件はニザーム政府が決定する<sup>(註45)</sup>、と。第3に、ニザーム政府は、政府灌漑地域での甘蔗作の税率を、1346 F. (1936年10月6日~)から向う10年間、abi crop(テランガナー地域で、モンスーン季のはじめに播種する稲作)の2倍に据置き、10年後に再検討する、という方針を打出した<sup>(註46)</sup>。そして最後に、これら全措置を包括的に説明するものであるが、同社に対するニザーム政府の巨額の出資があった。

すなわち、発足時における同社の授権資本は、

350万O.S.ルピー（以下すべてO.S.ルピー）で、1株額面25ルピーの優先株（5%優先配当）4万8000と、同上額面の普通株9万2000とで構成されていたが<sup>(注47)</sup>、このうち優先株および普通株のそれぞれ50%ずつ、すなわち額面合計175万ルピーがニザーム政府によって引受けられた<sup>(注48)</sup>。なおM.A.のダンラージギールは、優先株8000、普通株1万2000、額面合計50万ルピーを引受けていた。そして残余の125万ルピー分は、次の区分で公募された。①一般公衆向け：優先株8000、普通株2万2000、額面合計75万ルピー。②当該地域の甘蔗耕作者向け：優先株8000、普通株1万2000、額面合計50万ルピー<sup>(注49)</sup>。

またM.A.としてダンラージギールは、次の事項を承諾していた。①政府分と彼自身の分とを除き、他の株式について引受保証をすること。この引受保証に対しては2%の手数料を受取る。②一般公募分もしくは甘蔗耕作者分の株式で引受未了となったものについては、ニザーム政府が引受けの自由をもつ。この場合、上記2%の手数料は支払われない<sup>(注50)</sup>。

払込みは、1株につき申込時および割当時に、それぞれ7.5ルピーずつ、残余10ルピーは、割当後2カ月以内に請求されるはずであった<sup>(注51)</sup>。

一方、ニザーム領内での砂糖需給については、帝国農業調査参事会の砂糖専門家R・C・スリヴァスタヴァ(Mr. R. C. Srivastava)の報告書に主として依拠して、次のような見通しがたてられていた<sup>(注52)</sup>。すなわち1341F.に終る5年間(1927年10月7日~1932年10月5日)において、領内への平均年間砂糖輸入量は、約1万9800トンであった。この間粗糖(gur)の年間消費量は約10万7500トンと見積られている。総人口は1931年センサスで1443万6000であったから、1人当たり消費量は、砂糖が3

ポンド、粗糖が16.07ポンドである。他方、全インド平均での1人当たり消費量は、1932~33年で、砂糖5.8ポンド、粗糖20.4ポンドであった。そして、③ニザーム領には砂糖輸入税が賦課<sup>(注53)</sup>されていることを考慮に入れ、④安価な砂糖が入手可能になれば、粗糖から砂糖へのかんりの消費転換が生ずるであろうと予想することによって、十分な需要量が存在するとされた。

なお、上記のような政府助成(含出資)および製品の需給見通しに加えて、次のような取締役その他の陣容は、同社の株式公募に際して、ハイダラーバード人士に信頼感を与えるものであったら<sup>(注54)</sup>。

#### 〔取締役〕

1. Hon. Sir T. J. Tasker
2. Hon. Nawab Fakhr Yar Jung Bahadur
3. Raja Dhanrajgir Narsinggirji
4. Raja Pannalal Bansilal
5. Ahmed Alladin
6. Nadirsha B. Chinoy

#### 〔取引銀行〕

1. Imperial Bank of India, Hyderabad
2. Central Bank of India, Hyderabad

#### 〔事務弁護士〕(Solicitors)

Merwanji Kola & Co., Bombay

#### 〔法律顧問〕

Nadirsha B. Chinoy

ちなみに、書類上「発記人」と記されていたのは、T・J・タスカル、ファカル・ヤール・ジャンという2人のI.T.F.委員と、アーメッド・アラディンおよびダンラージギールであった。また基本定款署名者には、上記4人の発起人の他に、ニザーム政府首相アクバル・ハイダリ、およびD・D・イタリア(D. D. Italia)、ライス・ジャン(Rais Jung)

の3人が加わっていた<sup>(注55)</sup>。

#### 4. ダンラージギールの挫折

経営代理人としてのダンラージギールの活動は、しかしながら会社発足後わずか半年の1937年10月17日をもって終りを告げ、前稿<sup>(注56)</sup>で触れたように、M.A.権は同日付でI.T.F.に移管されたのである。

ダンラージギールによる初期運営の挫折原因が何であったかは明らかでない。そこには、次の4側面に大別される異質の諸要因のいずれか——もしくは複数のそれら——が作用したであろうと考えられる。すなわち、①資金的要因、ことに株式応募の不振など、②経営代理人の手腕欠如、ことに新分野工業における経営上の経験不足など、③ニザーム政府との関係のもつれ、④全インド的に見た砂糖工業の景気動向（これは上記①とも密接な関係をもつ）。1937年当時、砂糖価格は下降気味であり、多くの工場が甘蔗の圧搾を延期させていた<sup>(注57)</sup>。——という諸側面がこれである。しかしながら、M.A.権移管に際してダンラージギールとI.T.F.代表者たちとのあいだに交された譲渡証書(Transfer Indenture)<sup>(注58)</sup>の文面からは、ようやく上記①の側面についてのわずかなデータが垣間見られるのみである。この文書の要旨は次のとおりであった。

(1) ダンラージギールは、1937年10月5日付書簡で、サー・アクバル・ハイダリに対して、I.T.F.をM.A.に任命してほしいとの意向を伝達した。I.T.F.代表者3人は、この件を承諾する旨、会社の取締役会（1937年10月5日午後5時半開催）で表明した。

(2) I.T.F.は、ダンラージギールに30万O.S.ルピーを支払い、ダンラージギールから、彼の個人持分であった2万株を受領する。

(3) I.T.F.は、ダンラージギールに対してさらに14万6902.75O.S.ルピーを支払い、ダンラージギールから1万5874株（ダンラージギールが引受保証をおこない、かつすでに申込時、割当時の支払いを済ませたもの）を受領する。

(4) I.T.F.は、甘蔗耕作者分とされていた2万株、額面50万O.S.ルピーの支払い（ダンラージギールが引受保証をおこない、会社に対して義務を負っていたもの）を引受ける。

(5) I.T.F.はさらに、上記の1万5874株について払込請求がなされた時には、その支払いを引受ける。

(6) けっきょくI.T.F.は、⑧合計44万6902.75O.S.ルピーを支払い、3万5874株について支払請求に応ずる義務を引受け、⑨甘蔗耕作者分2万株について、申込み、割当て、支払請求を引受け⑩これによってM.A.権をI.T.F.に移管させる。

以上(1)~(6)から知られることは、第1に甘蔗耕作者分の株式募集がまったく進捗を見ていなかったこと、第2に、一般公募分3万株のうち、1万5874株がおそらくは捌けず、そのため引受保証をしたダンラージギール自身によって申込金、割当金が支払われていた、ということである。

ダンラージギールの挫折が、直接にはこのような円滑を欠いた株式募集に原因を求めると仮定したとしても、しかし、そのような状況を生み出したであろう要因には、雑多なものが想定しうる。まず、甘蔗耕作者たちへの株式リザーブなるものが、かりにそれを文字通りに受取ったとした場合、果たしてそもそも現実的であったか否かが問題となろう。しかし甘蔗耕作者たちに関するデータ欠如のため、いまはこれを明らかにしえない。耕作者割当分の応募活動がまったく始動していなかったという事実は、むしろ耕作者個々の側

に問題があったというよりも、会社（そしてM.A.）側として——または会社（そしてM.A.）側と耕作者集団との間に——株式募集にいたる事前段階で、何らかの紛糾の発生を示唆するものである。

一つの疑問が次のことについても投げかけられよう。それは1株につき申込金・割当金、計15 O.S. ルピーがダンラージギールによって支払済とされていた1万5874株の対価が、23万8110 O.S. ルピーでなしに、なぜそれよりも9万1197.25 O.S. ルピーだけ減価された14万6902.75 O.S. ルピーとされたのか、という算定根拠である。ここにいかなる事情が伏在していたかは推測しがたい。

また、次の考察が成立しうるのではなかろうか。すなわちダンラージギールによる会社の運営は、M.A. 権譲渡証書の形式的日付に先立って、かなり以前から頓座していたのだとみなさざるをえない以上、ダンラージギールは、会社の設立登記後きわめてわずかな——いずれにせよ6カ月未満の——期間しか、M.A. 業務に従事しなかったわけである。したがって、ありえたであろう彼の失敗原因として想定した既述の諸項目のうち、②に掲げたもの、とくに「新分野工業における経営上の経験不足」という要因は、彼が工場稼働の前々段階程度で手を引いたのであるから、これを彼に適用するには日時が浅すぎよう。むしろ、より以前の滑り出し段階における挫折と見るべきであろう。いずれにしても、同上②の「経営代理人の手腕欠如」を広義かつ抽象的に解すれば、そこに収められてしまうことになる。たとえ、その背後に、既述の①の要因だけでなく、③④の諸要因も実際に作用したとしても。

### 5. M.A. 権の移行と代行

ところで、ダンラージギールによる運営が現実に行詰ったとき、彼が放棄したM.A. 権がI.T.F.

へ移管されねばならなかったという事実は、既述の会社設立過程から見ても自然のことであった。たとえ、早晚ダンラージギールが行詰るかもしれぬ、とニザーム政府側が当初から予測していたとは考えにくいにせよ、万一そのような事態に立到った場合には、他の第三者ではなくて、まさにニザーム政府自身が後事を引受けざるをえないであろうという予測は、同社株式の50%保有、I.T.F. 名義による製糖用機械の買付、その他既述の、同社に与えた各種助成という諸事実からだけでも引出せよう。しかしさらに、ダンラージギールのM.A. 権は、既述のようにニザーム政府によって規制されていた。すなわち彼は、ニザーム政府の承認なしには——①同社M.A. 業務の全部または一部の、他人への譲渡、②他人をこのM.A. 業務のパートナーとすること——の自由を持たなかった。このような規制の下では、政府の手に移ったM.A. 権は、一種の「回収されたM.A. 権」の趣をもったであろう。

I.T.F. の手中に帰したM.A. 権は、しかしながら実際にはそこに留まることはなかった。I.T.F. が自らの代理人(Representatives)としてハイダラーバード建設株式会社を任命するという異例の措置によって、ニザーム製糖株式会社のM.A. 権を右から左へ移譲してしまったことは、前稿<sup>(註59)</sup>で触れたとおりである。この際、I.T.F. が得べかりしM.A. 報酬も、すべてハイダラーバード建設株式会社に渡される（ただし1946年以降は、後者の取分が80%となった）ことになった。元来I.T.F. に、この種の産業のM.A. 業務を担当するに十分な機能が備わっていたわけではないが<sup>(註60)</sup>、ではなにゆえハイダラーバード建設株式会社を任命したのかという事情は、これまた詳らかでない。任命月日も不詳であるが、実質的には、おそらくダ



ンラージギールから移管された日付と同一であると考えられる。それは、この日、1937年10月17日がダンラージギールから I.T.F. への譲渡証書の形式上の日付であり、この文書の内容からも、少なくともダンラージギールと I.T.F. との関係については事前に話し合いが完了していたと見られるうえに、M.A. 業務の空白期間はありえなかっただろうからである。したがって上記10月17日までは、I.T.F. とハイダラーバード建設株式会社との話し合いも結論に達していたと見られる。ただし、これまた前稿で触れたように、ハイダラーバード建設株式会社への代理権賦与契約期限は、当初は1カ年であったと推定される。したがって、この間のM.A. 権移動の経緯を要約すれば、I.T.F. が介在し、しかも I.T.F. は最終的M.A. 権保有者としての自らの権利は形式的に確保しながら、この業務をダンラージギールからハイダラーバード建設株式会社に引渡した——はじめは瀬踏みの——ということになる。

ハイダラーバード建設株式会社の選定には、おそらく次のような諸要因が働いたものと考えられる。第1には、上述したように I.T.F. は、このM.A. 業務、つまりニザーム製糖株式会社の経営を、自らが全面的に担当する意図は初めから持たなかったろう。したがって I.T.F. は、いずれにせよ、どこか他に、業務を託しうる経営主体を発見せざるをえなかったのである。第2に、このような経営主体は、ニザーム政府との結びつきが比較的乏しい個人もしくは会社であるよりも、この関係が緊密なところが望ましかつたろう。それは政府が、あのような出資と助成をおこなってきた以上、当然である。ハイダラーバード建設株式会社は、すでに見たような設立経緯、人間関係、土木・建設工事発注関係からして、この条件を満

たすものであった。第3に、経営手腕にある程度の信頼を寄せうる主体でなければならない。この信頼は、主として次の二つの側面から構成されよう。④1934年12月に発足していたハイダラーバード建設株式会社は、たとえ、それ自体が政府の育成によるところが多であったとしても、短期間に順調な発展を遂げ、1936年度決算においては10% 配当を実施しており、1937年度については12.5%に増配しようとしていた。たまたま同社は土木・建設業を本来の業務としながらも、異なる業種のM.A. 業務に進出の意向を、すでに基本定款で表明していたことは前稿で見たとおりである。⑤砂糖工場の建設は、いずれにせよニザーム領においては未経験分野の開拓であった。経営手腕には、技術的知識に基づくものと経営管理的な面とを区別しえたであろうが、ハイダラーバード建設株式会社の場合は、実質上の業務推進者ミール・ライク・アリーが技術者出身であったことは工場建設に取組まねばならぬニザーム製糖株式会社の業務を託する上で、ある種の信頼を生み出すものであつたろう。第4に、ミール・ライク・アリーとニザーム政府公共事業局とのあいだの、いっそう個人的次元(上記第2で見たところよりも)における人間関係である。ミール・ライク・アリーの同局入りは1928年2月12日付であったが、ニザーム湖造成プロジェクト推進の総元締めが、1934年のミール・ライク・アリーの退官時まで彼の上司であった技師長のミール・アーメッド・アリーであり、ミール・ライク・アリー自身も、同プロジェクトの実施担当官(Executive Officers)の1人として名を連ねていた<sup>(註61)</sup>。このような関係は、ニザーム湖造成プロジェクトとの連繋で構想されてきたニザーム製糖株式会社を手掛けさせるという決定過程で、有利に働いたであろう。なお第5

に、ハイダラーバード建設株式会社の側から政府に対して積極的な働きかけがあったか否か、という問題が残ろう。しかし、これについては推測困難である。

ともあれ、このM.A.業務の代行は、ハイダラーバード建設株式会社にとって、その後におけるこの種M.A.業務拡大の発端として、かつ特に対ニザーム政府関係においては一つの試金石として、重要な意味をもつものであった。

## 6. 会社業務の確立

M.A. 交替後におけるニザーム製糖株式会社の足どりは、次のようなものであった。

経営陣においてはダンラージギールおよび T. J. タスカルが退き、I.C.S. のクロフトン (R. M. Crofton) が取締役会議長に就任したほか、ミール・ライク・アリーとサイエド・ファズルラー (Syed Fazlullah) とが加わって、取締役は6人から7人へと増加した。本社は、それまでダンラージギールの邸宅ガヤンバグ (Gyanbagh) におかれていたが、1938年2月26日から、同じくハイダラーバード市のバシールバグ (Bashirbagh) に移転した。

払込資本は、1938年6月30日までは、授權資本350万 O. S. ルピーのほぼ全額に近い348万9332 O. S. ルピーに達した<sup>(注62)</sup>。輸入製糖用機械の引取りは当初計画よりも遅延したとみられるが、その後の据付けは進捗し、1938年3月3日に試運転を開始し<sup>(注63)</sup>、ニザーム州のボーダン (Bodhan, Nizamabad District) 所在の工場は、同年12月5日から正式操業に入った。なお1937年には社有農園で1700エーカー、地元農家で1200エーカーの甘蔗作付けがなされていたが、工場の完全操業のためには、まだ不十分だと見込まれていた。甘蔗植付計画が巨大なために会社は資金不足を招き、I.T.F. から4%の利子で70万 O. S. ルピー

あまりの借入をおこなった<sup>(注64)</sup>。

I. T. F. からの借入れは、同社にとっては M. A. からの借入れであるから異とするに足りない。ところで1938年6月30日付の同社決算書類による限りでは、M.A. 代理人としてのハイダラーバード建設株式会社からニザーム製糖株式会社の経営陣に加わった者は、たとえばバブ・カーンではなくて、上述のようにミール・ライク・アリーであった。またニザーム製糖株式会社の貸借対照表その他に、I.T.F. 代理人としてのハイダラーバード建設株式会社を代表して署名していたのは、ハイダラーバード建設株式会社の「技師長兼総支配人」としてのミール・ライク・アリーであって、ハイダラーバード建設株式会社の M.A. であるバブ・カーン・アンド・サンズ側の人間ではなかった。したがって以上のところから、ニザーム製糖株式会社に対する M.A. 業務代行はミール・ライク・アリーが掌握しており、その際ライク・アリーは、資金をハイダラーバード建設株式会社ではなく、I.T.F. に依存してニザーム製糖株式会社を運営していたのだ、と見られよう。

ボーダン工場の砂糖生産高は、1939~40年度の1万0451トンから、1944~45年度には1万7705トン、1948~49年度には2万1456トンと増加した<sup>(注65)</sup>。利益金の計上は1939~40年度決算(6月30日〆切)から始まり、以後継続した。配当は戦時期は6~9%であった<sup>(注66)</sup>。I.T.F. からの借入金は、1941~42年度では150万 O. S. ルピーに達していたが、1942~43年度では50万 O. S. ルピー、1944~45年度では30万 O. S. ルピーに減少した<sup>(注67)</sup>。

なお当社との関連で見逃せぬことの一つは、この工場で生産された糖蜜を原料とする政府の工業用アルコール工場が、同じくボーダンに建設されたことである。これはニザーム政府が1939年から

計画をはじめた事業であった。ニザーム政府は、1916年に同政府に提出された産業振興策『ウェークフィールド報告書』(Wakefield Report)<sup>(注68)</sup>の勧告にしたがって、すでにモファ(mohua)の花を原料とする直営アルコール工場を、ハイダラーバード市のナラヤングダ(Narayanguda)等5カ所に建設していたが、糖密原料に依存する工場は初めてであった。なお同種の工場は、すでにマイソール藩王国が先鞭をつけており、ハイダラーバードの試みは全インドで2番目のものであった<sup>(注69)</sup>。この事業は、もともと石油燃料不足への対処用であったが、医薬品、醋酸、レーヨン等の製造原料ともなった。このようにしてニザーム製糖株式会社は、一方でインド有数の砂糖工場としての地歩を固めると共に、他方でニザーム領国における他の近代工業の勃興にも寄与することになった。

(注1) 「ハイダラーバード会社法」にもとづいて1944年4月12日付設立登記。発足時のM. A. はAgadi & Co. 1946年2月25日からはB. M. Mrarial & Co. に替る。ニザーム領のMunirabad(Raichur District, 現カルナータカ州)に工場を設けた。サラール・ジャン三世(19世紀後半のハイダラーバードの著名な宰相サラール・ジャンの孫。1912~14年、第7代ニザームの下で、祖父から3代にわたって宰相をつとめた)が取締役に列していた。Office of the Registrar of Companies, Karnataka 所蔵の同社資料。

(注2) 各年度末における活動中の株式会社組織製糖業は次のとおりであった。なお最初に示す数字がBritish India(除ビルマ)に登記、プラスしてある数字が藩王諸国に登記の会社数。32+2(1930~31年), 46+2(1931~32年), 106+3(1932~33年), 151+3(1933~34年), 172+3(1934~35年), 190+3(1935~36年), 196+3(1936~37年), 171+6(1937~38年), 165+7(1938~39年)。Govt. of India, *Statistical Abstract for British India from 1930-31 to 1939-40*, Delhi, Manager of Publications, 1942, pp. 508-510より作成。

(注3) Ibid., pp. 764-765.

(注4) 1936~37年の輸入は2万3000トン、1937~38年は1万4000トンであった。

(注5) Rajan, V. Sundara, *An Economic History of India 1757-1947*, Baroda, East & West Book House, 1955, p. 172.

(注6) Kolhapur Sugar Mills は1932年10月3日設立登記。次のものによる: *Famous Business Houses and Who's Who in India & Pakistan*, Bombay, Modern Press & Publicity, 1949, p. 81. ただし次のものでは1949年6月17日設立登記とされている。Govt. of India, *Joint Stock Companies in India for 1958-59*, Part II, 1963, p. 534.

The Mewar Sugar Mills については次のものによる。登記月日不明。Mathur, Hari Mohan, *Industrial Economy of a Developing Region—A Case Study of Rajasthan in Relation to Other States of India*, Jaipur, Prakash Publishers, 1968, p. 127. ただし次のものでは1940年3月6日設立登記とされている。Govt. of India, *Joint Stock Companies in India for 1958-59*, Part II, p. 621. The Mysore Sugar Co., Ltd. は1933年1月30日設立登記。Office of the Registrar of Companies, Karnataka 所蔵同社資料。

The Ganganagar Sugar Millsについては、Mathur, *op. cit.*, p. 127 参照。登記月日不明。Bhopal State Sugar Industries (1943年以降Bhopal Sugar Industries Ltd. となる)については、“Sugar,” *Kothari's Economic & Industrial Guide in India 1973-74*, p. 23による。The Travancore Sugar & Chemicals は、1937年6月23日設立登記。Office of the Registrar of Companies, Kerala 所蔵同社資料による。The Gwalior Sugar Co., Ltd. については、Office of the Registrar of Companies, Madhya Pradesh 所蔵の同社資料による。

なお、ここに示したものは、上記(注2)における各年度末の会社数(藩王国所在の)と一致しないが、(注2)資料では企業名標示がないため照合不可能。

(注7) 日本糖業聯合会(編)『印度糖業論』1937年日本糖業聯合会 309ページ。(原署名: *Report of the Indian Sugar Committee 1920*, Simla, 1921. *Review of the Sugar Industry of India during the Official Year 1934-35*; Supplement to the “*Indian Trade Journal*”, May 21, 1936).

(注8) The Nizam's Government, *Hyderabad*

(Deccan), Hyderabad, Government Press, 1947, p. 4.

(注9) H. E. H. The Nizam's Govt., *Report on the Nizam Sagar Project*, by C. C. Paul, Executive Engineer, Irrigation Branch, Hyderabad, Government Central Press, 1922, p. 1.

(注10) H. E. H. The Nizam's Govt., *Report on the Nizam Sagar Project*, p. 1. 彼については拙稿「ハイダラーバード建設株式の設立と運営(Ⅰ)」(『アジア経済』第21巻第9号 1980年9月)7~8ページ。

(注11) Ibid., p. 7.

(注12) 17th Moharram 1342H. (1923年8月30日)付のニザームの勅令による。ただし Finance Department からの通達は、13-12-1332F. (1923年9月19日)付であった。経費は、貯水池分が1569万O.S. ルビー、水路分が1481万O.S. ルビーであった。H. E. H. The Nizam's Govt., *Report on the Revised Estimate of the Nizam Sagar Project*, by C. C. Paul, Special Superintending Engineer, Capital Works, P. W. D. Hyderabad, Government Central Press, 1930, p. 1.

(注13) Ibid., p. 1, 4.

(注14) Ibid., p. 23.

(注15) 当初32万エーカーと見積られていたが、不作年がありうべきことを考慮して、27万5000エーカーという数字が承認され、租税収入見込も、これにもとづいて算出されることになった。Ibid., pp. 14-15.

(注16) 貯水池分が O. S. Rs. 2124万4000 O.S. ルビー、水路分が 2143万5000 O. S. ルビーとされた。Ibid., p. 1.

(注17) Ibid., pp. 16-17.

(注18) H. E. H. The Nizam's Govt., *The Nizamsgar Project in the Hyderabad State*, A Souvenir, n. d., p. 2.

(注19) Qureshi, Anwar Iqbal, *The Economic Development of Hyderabad, Vol. I. Rural Economy*, Bombay, Orient Longmans Ltd., 1947, p. 91. ここでは貯水池分2184万8000O.S.ルビー、水路分2386万O.S.ルビーとされている。なお、このプロジェクトの総工費、維持費、収入等については次を参照。Govt. of Hyderabad, The Economic Adviser, Finance Department, *A Review of Hyderabad Finance*, Hyderabad, Government Press, 1951, pp. 232-233, 239. ただし本書では、総工費が p. 233 にお

いては4570万8000 O.S.ルビー、p. 239においては4576万8000 O.S. ルビーと記載されている。貯水池分、水路分の区別はなされていない。

(注20) 拙稿「ハイダラーバード建設株式会社の設立と運営(Ⅱ)」(『アジア経済』第21巻第10号 1980年10月)89ページ。

(注21) 両者の間の Agency Agreement (The Office of the Registrar of Companies, Andhra Pradesh 所蔵の同社資料ファイル)による。同社取締役会での決議は同日、すなわち1937年4月18日におこなわれたもので、会社を代表して T. J. Tasker と Ahmed Alladin の2人が署名した。相手方は Dhanrajgir 1人の署名である。なお立会人として、S. G. Vivatia が署名した。

(注22) 「前述の会社は、前述の Dhanrajgir に対して；前述の会社の形成、設立、法人化および登記に関し；もしくは会社の砂糖工場を設立または稼働させるための諸準備に関し；もしくは会社の業務に関連しての、製糖技術者もしくは他の専門家または従業員の雇用に関し；事前に、もしくは付随的に、Dhanrajgir が支払いをなし、もしくは負担をした、すべての原価、費用および経費を支払うこと。」前掲、Agency Agreement, 第6条。

(注23) 同上 Agreement, 第9条。しかし、ここでは資格株数は定められていない。

(注24) 同上 Agreement, 第10条。

(注25) またニザーム政府は、甘蔗栽培の実験を、すでに少なくとも1922年以前から、この Nizamabad District の農場でおこなっていた。H. E. H. The Nizam's Govt., *Decennial Report on the Administration of H. E. H. the Nizam's Dominions 1322 to 1331 Fasli* (6th Oct. 1912 to 5th Oct. 1922 A. D.), Hyderabad, Govt. Central Press, 1930, p. 142.

(注26) 1 B. G. Rs. = 16 d.; 6 B. G. Rs. = 7 O. S. Rs. として換算。

(注27) 1937年5月17日付、同社「目論見書」による。

(注28) 同社「付属定款」第3条第1項。

(注29) 拙稿「ハイダラーバード建設株式会社の設立と運営(Ⅰ)」3ページ。

(注30) 本名 Fakhruddin Ahmed Khan. 1882年12月29日生まれのパンジャビー。アリーガルのムスリム

大学卒業後、インド政府で働き、1913年からニザーム政府に出仕。標記の称号は、1923年ニザーム政府から授与のもの。詳細は、Mudiraj, K. Krishnaswamy, comp., *Pictorial Hyderabad*, Hyderabad, The Chandrakanth Press, Vol. II, 1934, p. 364.

(注31) Syed Hussain Bilgrami (Nawab Imad-ul-Mulk) の3男、1874年生まれ。先祖は13世紀にメソポタミアから移住。父は第6代ニザームの秘書、第7代ニザームの特別顧問、インド立法参事会メンバー等をつとめた。彼自身は1919年くらいニザーム政府公共事業局出仕。詳細は：Ibid., pp. 32-35.

(注32) Govt. of India, *Proceedings of the Eighth Meeting of the Sugar Committee appointed by the Imperial Council of Agricultural Research held at Simla on the 8th and 9th July 1936*, Simla, Govt. of India Press, 1936, pp. 30-32.

(注33) 以下 Dhanrajgir に関する記述は、ほとんど次のものによる。Mudiraj, *op. cit.*, Vol. II, pp. 433-440.

(注34) マラーターの内紛で、ヤッシュワント・ラーオ・ホルカルが、バージー・ラーオ・ペーシュワールとシンディアとの連合軍をブーナで破ったのは1802年10月25日。バージー・ラーオはイギリスに援助を求め、同年12月31日バセイン条を結んだ。これによってマラーター帝国の基礎がゆるぎ、インドにおけるイギリスの覇権が確立することになった。Govt. of Madhya Pradesh, *Madhya Pradesh District Gazetteers: Indore, Bhopal*, Govt. Central Press, 1971, p. 68.

(注35) 真偽不明の次のような言伝えがあるとされている。すなわちUmraogirjiは、彼が用立てた「ハイダラーバード分遣隊」経費の償還をニザーム政府に要求したために、大臣の怒りをもって拘禁され、アラブ人召使いによって刺殺された、と。Mudiraj, *op. cit.*, pp. 433-436.

(注36) Govt. of India, Dept. of Commercial Intelligence and Statistics, *Joint Stock Companies in India, excluding Indian States but including Hyderabad, Mysore, Baroda, Gwalior, Indore, Travancore and Cochin, 1943-44, 1944-45 and 1945-46*, Delhi, Manager of Publications, 1950, p. 355.

(注37) 1888年からM.A.が交替し、社名もMaha-boob Shahi Kulbarga Mills Co., Ltd. となった。同

社「付属定款」Schedule A。同上書類では、旧社設立時期を「1883年頃」としている。Office of the Registrar of Companies, Karnataka 所蔵同社資料。旧社操業までの事情については、Mahdi Ali Maulavi, Saiad (comp.), *Hyderabad Affairs*, Bombay, Times of India Steam Press, 1883-86, Vol. 8, pp. 287-294.

(注38) すなわち小学校やハイ・スクールはショラールブルに、孤児院はブーナに設けられた。Mudiraj, *op. cit.*, Vol. II, p. 438.

(注39) 長兄Raja Partabgirjiには、相続権放棄の代償として500万ルピーが与えられた。Ibid., p. 438.

(注40) 1923年の家督相続くらい、1934年(?)までに70万ルピーに上る寄付行為があったとされているが、個別項目を見ると、40万ルピーを占めるショラールブルの病院(Raja Bahadur Narsinggirji Hospital)をはじめ、ボンベイ、ブーナ等に所在のものが多く、父Narsinggirjiの場合と同じく、地元ハイダラーバードおよびシカンダラーバードに対しては比較的乏しい。Ibid., p. 440.

(注41) Gadgil, D. R., *The Industrial Evolution of India in Recent Times*, London, Oxford U. P., 1st ed, 1924, 4th ed., 1942, p. 239. (鈴木正四訳『近世インド産業発達史』[ただし3rd ed. 1933] 慶応書房 1943年 358ページ)

(注42) 「……この超過利潤を目指して、民族資本は滔々として製糖業に流入した」(総合インド研究室編『印度の資源と工業』総合インド研究室 1943年 298ページ)

(注43) 拙稿「ハイダラーバード建設株式会社の設立と運営(I)」4ページ。

(注44) 1937年5月17日付、同社「目論見書」による。

(注45) 同上「目論見書」。

(注46) 同上「目論見書」。なおニザーム領における季節的収穫区分については H. E. H. the Nizam's Govt., *Hyderabad (Deccan)*, pp. 69-70. またこの地域における課税法については、日本精業聯合会(編)前掲書 316~319ページ。

(注47) 同社「基本定款」第V条。

(注48) 1937年5月17日付、同社「目論見書」。

(注49) 同上「目論見書」。

(注50) 同上。

(注51) 同上。

(注52) 同上。

(注53) 1937年の税率は不明であるが、1941年当時、ニザーム領への砂糖輸入税は、Pallan当り赤砂糖 O. S. Rs. 1-8-0, 白砂糖 O. S. Rs. 1-12-0であった。

*The Hyderabad Directory 1941*, Secunderabad, Associated Printers, p. 176.

(注54) T. J. Tasker, Nawab Fakhr Yar Jung Bahadurの2人は、すでに見たようにニザーム政府の大臣かつI. T. F. 委員であった。Raja Pannalal Bansilal家の先祖はジョードプル藩王国ナゴール(Nagore)出身のマルワリ。第3代ニザーム時代にハイダラーバードに移住して金融業をいとなんだ。「大反乱」時にはイギリスに援助を与え、また第6代ニザーム時代には、同政府に巨額の貸付をおこなっていた。Pannalal Bansilalは、Raja Bansilal Bahadurの5人の息子中の第4子。諸企業の取締役に就任のほか、彼自身もFine Hosiery Mills Ltd., Hind Tobacco and Cigarette Co., Ltd. を発足させた。詳細は: Mudiraj, *op. cit.*, Vol. II, pp. 465, および Chhabra, Hari Sharan ed., *Hyderabad Personalities: A Unique Authentic and Comprehensive Biographical Directory of Hyderabad and its People*, Delhi, New Publishers, 1954, p. 104 (以下、*Hyderabad Personalities* と略す)。Ahmed Alladin は、ニザーム領ではバブ・カーン系企業集団に次ぐアラディン系企業集団をつくりあげるようになった人物。N. B. Chinoy はパールスイーで、シカンダラーバードに居住した弁護士。数多くの企業の取締役をつとめた。

(注55) D. D. Italia はパールスイー。ニザーム政府関係の種々な役職の他に数多くの企業の取締役をつとめ、1946~48年にはハイダラーバード商工会議所会頭。詳細は、*Hyderabad Personalities*, p. 53. Nawab Rais Jung Bahadur は、1888年10月17日(9-1-98F.) ハイダラーバード生まれ。1913年からニザーム政府出仕、1933年3月30日付で同政府商工相。H. E. H. the Nizam's Govt. Accountant-General's Office (comp.), *The Classified List of Officers of the Civil Departments of H. E. H. the Nizam's Government, Corrected up to 1st Khurdad 1343 F. (5th April 1934)*, Hyderabad, The Director, Govt. Central Press, 1935, pp. 4, 14-15.

(注56) 拙稿「ハイダラーバード建設株式会社の設立と運営(II)」89ページ。

(注57) Bagchi, Amiya Kumar, *Private Investment in India 1900-1939*, London, Cambridge Univ. P., 1972, p. 376.

(注58) *Memorandum and Articles of Association of the Nizam Sugar Factory Ltd. with Managing Agency Agreement and Transfer Indenture annexed*, Hyderabad-Deccan, Government Central Press, 1945.

(注59) 拙稿「ハイダラーバード建設株式会社の設立と運営(II)」89ページ。

(注60) 元オスマニア大学教授ジュサワラ女史は次のように批判する。Jussawala, M. F., *Industrial Finance of the Former Hyderabad State*. Ph. D. Thesis submitted to the Osmania University, 1961 (unpublished). "In spite of the fact that the I. T. F. was created in the State as a quasi-commercial concern, they did not have any machinery, executive or administrative, to carry on the business functions of the concerns in which they acquired managing agency rights," in Chapter IV, "Role of Managing Agents as Industrial Financiers in Hyderabad State."

(注61) "Executive Officers," *Nizamsagar Project*.

(注62) 普通株総額 O. S. Rs. 230万に対して O. S. Rs. 229万4052-8-0, 優先株総額 O. S. Rs. 120万に対して O. S. Rs. 119万5280-0-0, 合計 O. S. Rs. 348万9332-8-0であった。同社1938年6月30日付貸借対照表。

(注63) 同社, 1937~38年 Annual Report.

(注64) 同上, および1938年6月30日現在の同社貸借対照表。

(注65) Industrial Exhibition Committee, Hyderabad; *Industries in Hyderabad*, Hyderabad, All India Industrial Exhibition Society, 1955, p. 91.

(注66) Ibid.,

(注67) 同社, 各年度末の貸借対照表による。

(注68) Wakefield, G. E. C., *Note on the Industrial Potentialities of Hyderabad*, 1916. ただし筆者未見。

(注69) Industrial Exhibition Committee, Hyderabad, *op. cit.*, p. 103.

(アジア経済研究所研究主幹)